

令和6年度

登米市老人保健施設事業会計補正予算書

及び予算に関する説明書

〔12月2日提出〕

宮城県登米市

議案第78号

令和6年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度登米市老人保健施設事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 老健事業収益	507,313千円	12,629千円	519,942千円
第2項 事業外収益	51,822千円	12,629千円	64,451千円
	支	出	
第1款 老健事業費用	540,721千円	5,031千円	545,752千円
第1項 事業費用	528,403千円	4,821千円	533,224千円
第2項 事業外費用	9,318千円	210千円	9,528千円

第3条 予算第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
濃厚流動食等購入	令和6年度から 令和7年度まで	1,249 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	356,032千円	2,088千円	358,120千円

(たな卸資産購入限度額)

第5条 予算第11条に定めた、たな卸資産購入限度額「23,863千円」を「26,163千円」に改める。

令和6年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣